

## 資料 2

中央教育審議会大学分科会  
教学マネジメント特別委員会  
(第5回) R1.5.30

# 教学マネジメント特別委員会（第4回）における主な御意見

## 1. 指針全体に関する御意見

- 指針を最終的に取りまとめる上では、用語集も併せて作成する必要がある。
- 第4回資料8は抽象的な記述が多いが、指針を最終的に取りまとめる上では、例えば「学生に分かりやすい形で提示されることが必要」という部分については何が「分かりやすい形」なのかを明らかにしたり、数値に関する部分についてはどのくらいの数値なのかを提示しなければ、それぞれの大学にとって具体的な指針とならないのではないか。
- 「学位プログラムレベル」や「個々の授業科目レベル」といった異なるレベルで同じ内容が再掲されているが、最終的にどのような記述となるのか改めて教えていただきたい。

## 2. 授業科目・教育課程の編成に関する御意見

### (1) 総論

- 教育の議論の中では「学長の強いリーダーシップの下」、という表現が頻出するが、もはやその表現に全て頼るのではなく、より具体的な提案を行っていくことが非常に重要ではないか。その意味で、シラバスは学生と教員との契約書であり、単なるコースカタログにとどまることなく「できるようになること」（到達目標）を明確に定めるべきである、といった表現や、講義外学修の内容等を「事前に」示すべき、「個々の教員によりシラバスの記載内容が着実に実施されることが重要」、といった表現を我々はしっかり使ってゆくべき。

### (2) シラバス関係

- 会議の前に、難関大学と言われている大学も含めていくつかの大学のシラバスを見てみたが、御発表いただいた大学のシラバスや委員より御提供いただいたシラバスとの差に驚いている。この委員会では、入試の難易度のような基準ではなく、教学マネジメントに真剣に取り組んでいない大学に対し、明確に意見を発信していくべきではないかと強く感じる。

- シラバスに関する記述として例えば第4回資料8の5ページ27行目中「講義」概要とあるが、実験や実習に係るシラバスにも関係する記述については「授業」を用いるべきではないか。
- シラバスに関しては、全学、あるいは学部・学科レベルでシラバスの項目の見直しをしなければならないと記載すべき。その際、海外の大学との単位互換を想定し、諸外国との互換性を担保すべきとの指摘も盛り込んだ方が良いと考える。

また、まずは見直した項目を踏まえて学内での相互チェックを行う必要があるが、認証評価等において問題のあるシラバスがあっても適合と評価されているという現状が問題であることは言及した方が良いと考える。
- それぞれの授業で教えられることが実は重複していたり、あるいは本来学位プログラムとして教えられるべきものが欠けているという状況が現実にはある。第4回資料8では、教員個人がしっかりとした様式に従ってシラバスを作成すべきとも読めてしまうが、まずは学位プログラムとしてそれぞれの授業で何を教えるかを考える必要がある。したがって、学位プログラムとしてシラバスの中身の骨子のある程度作成し、教員個人がそれを具体化してゆくというプロセスとなるので、学位プログラムとしてのシラバス作成に関しても是非踏み込んで書いていただきたい。
- シラバスについて、第4回資料8の5ページ27行目に「契約書」という表現があるが、このような表現を採ると、一度書いた事柄は変更できないのではないかと印象を与えるのではないかと懸念しており、どのような表現が適切かは御議論いただきたい。

### (3) CAP制関係

- CAP制に関し、第4回資料8の6ページ3行目では「特に優秀な学生については、…適用を除外する仕組みも備えることが考えられる。」とあるが、例えばいわゆる難関大学では優秀な学生が多く在籍するのだから例外も当然多く認めて良いという議論も成り立ちうる。例外規定があると大学によっては必ずしもCAP制を徹底しなくて良いという抜け道が生じるのではないかと考えており、例外規定の必要性に疑問を感じている。
- CAP制に関し、第4回資料8の5ページ38行目では「1年間の上限単位数が多すぎる」とあるが、このような抽象的な表現だと、固有の事情を理由に「多すぎない」と判断したり、学生に力があるので多くの科目を履修してもそれなりにこなしているので制限は必要ないと主張する大学や学部が表れる可能性があるため、具体的なガイドラインが必要ではないか。

○ 総論としてC A P制の導入には賛成するが、大学ごとにカリキュラムも違えば、例えば資格取得のように、大学によって様々な要因があるため一律にC A P制を導入することが難しいのが現実であり、例えば指針においてC A P制の上限となる数値目標を一律に定めることは非常に困難と考えられる。実際に導入している大学もあるとは思うが、例えば教職課程とそれ以外を別に扱う細かな規定を設ける必要がある。

こうしたことを踏まえれば、C A P制をどのように考えるかという基本的な考え方をまず書いた上で、これをどのように考えるかを本委員会で議論していただく方が良いのではないかと思う。その上で私としては、C A P制は基本的に導入すべきではあるが、大学に委ねる部分は非常に大きいという書き方になるのではないかと考えている。

○ 短期大学においては、学生に免許・資格を取得させた上で卒業させることが命題であり、過度なC A P制を採用したり、あるいはC A P制の採用が制度化されると、学生が卒業の際に免許・資格を取れずに卒業するということにもつながり、各短期大学にとって死活問題にもなりかねない。C A P制の要件については、学校の種別ごとに御検討願いたい。

○ 資格の関係でC A P制を学内一律で定められると困るという状況は明らかなので、どのレベルでC A P制を設定するのかというところまで踏み込んで取りまとめていただきたい。

○ 所属校ではC A P制を導入する意義を学内で示すため、I R担当が履修状況を把握した上で履修・取得単位と成績評価の関係を洗い出している。こうした各大学の事情も踏まえていただきたい。

### 3. その他の御意見

○ 教学マネジメントの仕組みに外部評価を組み込むことは非常に重要。

○ 企業同様、大学においても自学が目指す方向を踏まえてどのような組織内研修を実施してゆくかを設計してゆくことが非常に重要である。その際、外部の知見を借りることや、内部の人間を孤立させないための仕組みを作ることも大切である。

(以上)